

令和2年3月

事業主 殿

事務担当者 殿

東京都皮革産業健康保険組合

インフルエンザ予防接種に対する補助金の請求期限について

早春の候、貴事業所におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当健保組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨秋ご案内いたしましたインフルエンザ予防接種補助金請求はお済でしょうか？

健保組合と契約のない最寄りの医療機関で接種した方の補助金請求書の提出期限は、**令和2年3月31日まで（健保組合到着分）**となっております。

まだ請求されていないものがあれば早急に提出をお願いいたします。期限を過ぎた場合は、補助金を支給することができませんのでご注意ください。

* 参考までに昨秋ご通知した内容の一部写しを記載しておきます。

対象者	被保険者および 被扶養者である奥様（皮革健保加入）
接種期間	令和元年10月から令和2年1月末 接種分まで
補助金	被保険者 2,000円を上限 被扶養者である奥様 1,000円を上限
接種方法	①健保会館で接種 ②東振協の契約医療機関で接種 ③皮革健保直接契約医療機関で接種 ④ 最寄りの医療機関で補助金方式により接種



* 今回のご案内は、接種方法の④番でインフルエンザ予防接種をした方になります。